

公益財団法人 竜の子財団 平成25年度 奨学生募集要項

1. 趣 旨

本財団は、アジア諸国からの留学生として来日した者のうち、志操堅固、学力優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な者に対して「奨学援助」を行い、アジア諸国間の国際友好親善および人材の育成に寄与することを目的としています。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、月額5万円以下の奨学金受給は可。)

3. 奨学生の応募資格

- (1) 日本以外の国籍を有し、アジア諸国から来日している私費留学生
- (2) 学業、人物ともに優秀であり、健康である者
- (3) 大学の学部又は大学院に在学する者で、平成25年4月1日現在で35歳以下の者（ただし、芸術系を専攻する正規大学院生については、40歳以下の者とする）
- (4) 現在、学業継続が困難であるなど、修学のために経済的援助を必要とする者で、他の奨学金を受けていない者（ただし、月額5万円以下の奨学金受給は可）
- (5) 日本語でのコミュニケーションが取れる者
- (6) 奨学生交流会（年4回を予定。うち1回は宿泊を伴う研修旅行）に、すべて出席できる者。但し、授業、学会参加等財団が認めた行事に参加する場合を除く。
- (7) 他のアジア諸国の留学生と積極的に交流し、アジア諸国間の国際友好親善に寄与できる者。

4. 採用人員

年間20名（全国18大学）

5. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給金額 年額120万円（月額10万円）
- (2) 支給の期間 奨学生に採用したときから、原則として、2年間。
ただし、各課程の最上級年次の奨学生は、上級の課程に入学した場合（学部から大学院、博士前期課程から博士後期課程、および修士課程から博士課程）を除き、原則として1年間とします。
- (3) 支給の方法 奨学金は、毎月20日に、翌月分の奨学金を本人の銀行口座に振り込みます。ただし初回のみ、贈呈式当日に手渡します。

6. 奨学金の支給の打ち切り

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給を打ち切ることがあります。

- (1) 1ヶ月以上長期欠席したとき
- (2) 休学または外国へ留学（短期留学・語学留学を含む）したとき
- (3) 専門学校・専修学校など、在籍する大学・大学院以外の学校へ入学したとき
- (4) 在学する大学における学籍を失ったとき
- (5) 学則により処分を受けたとき
- (6) 学業成績または素行が甚だ不良のとき
- (7) 原級にとどまったとき（留年）、または、卒業延期の恐れが生じたとき
- (8) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (9) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (10) その他留学生としての資格を失ったとき
- (11) 本財団事務局と連絡が取れなくなったとき
- (12) 本財団事務局からの指示や指導に従わなかったとき
- (13) 本財団の支援者の名誉を傷つけたり、著しく迷惑をかけたとき

7. 募集方法

大学を通じて募集します。

8. 応募の手続

次の書類を揃えて、在学する大学が指定する期日までに、提出してください。

- (1) 奨学金申請書（所定の様式）
※学部生用と大学院生用があるので、どちらかを提出すること。
- (2) 履歴書（所定の様式）
- (3) 身上書および別添記入用紙（所定の様式）
- (4) 経済状況（所定の様式）
- (5) 小論文（所定の様式）
- (6) 成績証明書（現課程のもの）
※ただし、現課程のものを入手不可能の場合は、前課程のものか、入学試験の成績順位などで代用すること。
- (7) 在学証明書
- (8) 合格通知書（入学許可書）の写し（大学院の各課程入学予定者のみ）
- (9) 外国人登録証明書の表面および裏面の写し
- (10) 日本語能力試験の合格証の写し（能力試験に合格している場合）
- (11) 学部長または指導教員による推薦状
※A4サイズで1枚以内とし（書式自由）、推薦状の作成者が封入したうえで、必ず封緘すること

9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団に設置する選考委員会の選考（平成25年2月下旬に開催予定）を経て、理事長が奨学生を決定します。
- (2) 採用の可否については、平成25年3月15日までに、大学を通じて告知しますが時期が早まることもあります。

- (3) 平成25年3月中旬に、贈呈式を催しますので、採用決定者は、必ず出席をお願いいたします。

10. その他

- (1) 応募書類の受付後、その記入内容について確認するために、本財団の担当者と1時間程度の面談を、平成25年2月上旬に実施します。

面談スケジュールについては、大学を通じて日程調整をした上で決定しますので、あらかじめ、当該期間の予定を空けておくようにして下さい。

- (2) 採用決定者には、奨学金を送金するために、本財団の指定する金融機関（三菱東京UFJ銀行 笹塚支店）に、口座を開設していただきます。

以上

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人 竜の子財団 担当 椎塚 裕一

〒160-0022 東京都新宿区新宿3-1-24 京王新宿三丁目ビル2階

TEL 03-5367-2002

FAX 03-5367-2155

E-mail shiitsuka@tatsunoko.jp

Homepage <http://www.tatsunoko.jp>

留学生担当部署の方へお願い

(※本書は、学内限りということで、お願いいたします)

1. 送付書類のご確認について

お忙しいところ、誠に恐れ入りますが、下記の書類が封入されていることをご確認願います。万一、封入漏れがございましたら、ご連絡いただければ再送いたしますので、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、あわせてご確認後、書類が完備している旨を、到着後速やかにメールにてお知らせいただければ幸いです。

- (1) 留学生担当部署の方へお願い<本紙> 2枚
- (2) 奨学金支給候補者の推薦依頼について 1枚
- (3) 公益財団法人 竜の子財団平成25年度奨学生募集要項 3枚
- (4) 平成25年度(2013年度)奨学金申請書 7枚
- (5) 申請書類記入上の注意 3枚

※上記(4)と(5)につきましては、クリップ止めてあります。

2. 奨学金申請書のご提出方法について

(1) 奨学金申請書のご提出にあたっては、次の通りに進めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ① 奨学金申請書の1ページ目の下段に「担当者」および「指導教員」という欄がございますが、各欄の記入は留学生ではなく、「担当者」および「指導教員」が行うようにしてください。
- ② 添付書類として、写しを提出する場合、A4サイズで揃えていただきますようご協力をお願いいたします。
- ③ 外国人登録証明書については、表面だけでなく、記載がなくとも裏面の写しもお提出をお願いいたします。なお、そのコピーを取る場合には1枚にまとめる必要はございません。
- ④ 申請書一式は、当財団の選考委員会のために、コピーを取ることになりますので、ホチキス止めしないように、ご協力をお願いいたします。

(2) 申請書一式は、次の順に揃えていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

- ① 奨学金申請書(〔学部生用〕と〔大学院生用〕のいずれか)
- ② 履歴書
- ③ 身上書(1/2)
- ④ 身上書(2/2)
- ⑤ 経済状況
- ⑥ 小論文(1/2)
- ⑦ 小論文(2/2)
- ⑧ 成績証明書
- ⑨ 在学証明書
- ⑩ 外国人登録証明書の表面の写し
- ⑪ 外国人登録証明書の裏面の写し

⑫ 賞状・論文等の実績一覧・・・・・・・・・・該当者のみ

⑬ 推薦状・・・・・・・・・・・・・・・・封緘してあるもの。推薦者が封緘していない
場合には、申請を受理しないことがあります。

(3) 留学生が記入した申請書につきましては、記載漏れ等がないかどうか、また記入上の注意
を遵守しているかどうかを、念のためご確認くださいよう、ご協力をお願いいたしま
す。

3. 推薦状の作成にあたってご留意いただきたいこと

(1) 推薦状の内容は、選考委員会において、奨学金支給を決定するにあたり、重要な判断材料
の1つとなります。したがって、推薦状の本文が「○○○○君を貴財団の奨学生とし
て推薦します」という趣旨の文章だけとならないよう、推薦者には十分にご説明をお願い
いたします。

以上